

「騒音作業管理者労働衛生教育」開催のご案内

事業主様

一般社団法人 大垣労働基準協会

HP : <https://www.ogakiroukikyo.com>

騒音障害の防止については「騒音障害防止のためのガイドライン」令和5年4月20日付基発0420第2号が示され、別表1、別表2に掲げる作業場（別添）における業務について、騒音測定、健康診断、それらの結果に対する事後措置及び労働衛生教育の実施が定められています。

【1】講習日時と会場・定員・申込受付期間

講習日時		会場	定員	申込期間
2026年9月14日(月)	13:00～16:20 (受付13:00～)	大垣市職業訓練センター TEL0584-89-4976 〒503-0963 大垣市西大外羽1-226-1	72名	年間受付 定員になり次第締め切ります。

【2】受講料 (テキスト代・消費税10%を含む)

会員1名につき **9,185 円** (うち消費税835円) ※会員：岐阜県内の各労働基準協会会員

非会員1名につき **10,010 円** (うち消費税910円)

【3】申込方法

- 別紙【受講申込書 兼 受講票】に必要事項を記入し、当協会宛メール(o-roudoukijunkyokai@aurora.ocn.ne.jp)に申込書を添付して送信、またはグーグルフォーム(HP各講習会の「本申込はこちら」)から送信願います。
- 【本人確認書類】欄には①～②のいずれかを貼付してください。
①運転免許証の表面コピー(変更事項あれば裏面もコピー) ②マイナンバーカード(表面のみ)のコピー
- 申込書を送信いただいた方宛に受講票をEメールにてお送りしますので、プリントアウトして受講者様にお渡しください。

【4】お支払いについて

・受講料は前納制です。必ず講習開催日の3営業日前までに銀行振込にて納めてください。

※(振込み手数料は振込人負担でお願いします。)

【5】インボイスの発行について (登録番号 T6200005012428)

当協会はインボイスの発行事業者です。講習日に領収書をインボイスとして受講者様にお渡しいたします。(各事業所毎)

※発行を希望される場合は受講申込書 兼 受講票にて「希望する」を選択してください。

【6】受講キャンセルについて

ご都合で受講を取り止められる場合、講習開催日の3営業日前までにご連絡願います。

ご連絡がないときは、受講料はお返しできませんのでご了承願います。

【7】申込・振込先

協会名	所在地	電話・FAX
一般社団法人 大垣労働基準協会	〒503-0803 大垣市小野4-35-10 大垣市情報工房4階	TEL 0584-73-2272 FAX 0584-73-2257
銀行振込先：大垣共立銀行 本店営業部 普通預金 0191887 (※振込み手数料は振込人負担でお願いします)		

【8】講習科目及び講習時間

講習時間	講習科目	範囲	分
13:00 ～ 16:20	騒音の人体に及ぼす影響	・影響の種類・聴力障害	30
	適正な作業環境の確保と維持管理	・騒音の測定と作業環境の評価 ・騒音発生源対策・騒音伝ば経路対策・改善事例	80
	聴覚保護具の使用及び作業方法の改善	・聴覚保護具の種類及び性能 ・聴覚保護具の使用方法及び管理方法・作業方法の改善	40
	関係法令	・騒音作業に係る労働衛生関係法令及び本ガイドライン	30

【9】修了証交付

講習全科目を修めた方に当日修了証を交付します。(遅刻・早退は修了できません)

個人情報の取扱いに関する事項 (提出いただく情報の取扱いについては、下記事項を確認のうえお申し込みください。)

※ご提出いただきました個人及び企業・団体に関する情報は、当会が責任を持って管理し、①名簿の作成 ②修了証の発行 ③修了証の再発行のための台帳作成 ④受講料等の入金確認等のため、申込みいただきました講習会の適正な運営のため以外には使用いたしません。

【10】その他

- 講習会当日は受講票(受講申込書兼受講票)・筆記用具を持参してください。
- テキストは、講習会初日に会場にてお渡しします。
- 会場付近には食事施設がありませんので昼食は各自準備ください。

受講番号	「騒音作業管理者労働衛生教育」受講申込書 兼 受講票		
*主催者記入欄	日にち：2026年9月14日(月)		
	会 場：大垣市職業訓練センター 大垣市西大外羽1-226-1	13：30開講	(受付13：00～)

事業所	※個人でお申込みの場合は記載不要ですが、 <u>連絡先</u> を電話番号欄にご記入願います。		
	会社名		
	所在地	〒	
	担当者名	部署	ふりがな 氏 名

受講者	ふりがな			【修了証に旧姓又は通称の併記を希望される方】 ※ 併記する旧姓又は通称名を記入してください。
	氏 名			
	生年月日	☐ 昭和 年 月 日 ☐ 平成		
	現住所	〒		

【受講料等】

☐ 会員	↓ご加入の基準協会に○を記入 岐阜・大垣・飛騨・東濃・中濃・恵那・岐阜八幡	9,185 円	☐ 非会員	10,010 円
銀行振込予定日（ 月 日 ） ※講習会開催日の3営業日前までにお支払いください				
*希望の有無について○をつけて下さい（回答のない場合は発行致しませんのでご注意ください）				
領収書(インボイス対応)の発行を（ 希望する ・ 希望しない ）		※講習日に上記担当者様宛の封筒に入れて 受講者様にお渡しいたします。(各事業所毎)		

【その他】 持ち物：①受講申込書兼受講票 ②筆記用具

※会場付近には食事施設がありませんので昼食は各自ご準備ください

※当日の緊急連絡先（080-1609-1141）発熱や体調不良の場合は受講を見合わせてください。

※【本人確認書類貼付欄】本人確認が出来る、運転免許証の写し又は健康保険証(表裏)の写しを以下に貼付してください。

【 表 面 貼 付 欄 】 ①～②のいずれかを貼付してください ①運転免許証の表面コピー (裏面に変更事項等記載がある場合は裏面もコピーして貼付) ②マイナンバーカード(表面のみ)のコピー ※ マイナンバーカードをコピーする際は、個人番号が記載されている裏面をコピーしないように注意してください。	【 裏 面 貼 付 欄 】 ・運転免許証の裏面に変更事項がある場合は裏面コピー
---	--

【別紙】

＜旧姓又は通称の併記を希望される方のみ＞

労働安全衛生規則に基づく様式が改正され、令和４年４月１日より修了証の氏名欄に、旧姓を使用した氏名及び通称を併記できることになりました。

旧姓を使用した氏名の場合 ※①～③のいずれかを提出してください	通称の場合※①～③のいずれかを提出してください
①戸籍謄本（原本） ②旧姓を併記した住民票（原本） ③旧姓を併記した運転免許証またはマイナンバーカードのコピー	①戸籍謄本（原本） ②通称を併記した住民票（原本） ③通称を併記した運転免許証またはマイナンバーカードのコピー

(別表第1)

- (1) 鋌(びよう)打ち機、はつり機、鋳物の型込機等圧縮空気により駆動される機械又は器具を取り扱う業務を行う屋内作業場
- (2) ロール機、圧延機等による金属の圧延、伸線、ひずみ取り又は板曲げの業務（液体プレスによるひずみ取り及び板曲げ並びにダイスによる線引きの業務を除く。）を行う屋内作業場
- (3) 動力により駆動されるハンマーを用いる金属の鍛造又は成型の業務を行う屋内作業場
- (4) タンブラーによる金属製品の研磨又は砂落しの業務を行う屋内作業場
- (5) 動力によりチェーン等を用いてドラムかんを洗浄する業務を行う屋内作業場
- (6) ドラムバーカーにより、木材を削皮する業務を行う屋内作業場
- (7) チッパーによりチップする業務を行う屋内作業場
- (8) 多筒抄紙機により紙をすく業務を行う屋内作業場

(別表第2)

- (1) インパクトレンチ、ナットランナー、電動ドライバー等を用い、ボルト、ナット等の締め付け、取り外しの業務を行う作業場
- (2) ショットブラストにより金属の研磨の業務を行う作業場
- (3) 携帯用研削盤、ベルトグラインダー、チップングハンマー等を用いて金属の表面の研削又は研磨の業務を行う作業場
- (4) 動力プレス（油圧プレス及びプレスブレーキを除く。）により、鋼板の曲げ、絞り、せん断等の業務を行う作業場
- (5) シャーにより、鋼板を連続的に切断する業務を行う作業場
- (6) 動力により鋼線を切断し、くぎ、ボルト等の連続的な製造の業務を行う作業場
- (7) 金属を溶解し、鋳鉄製品、合金製品等の成型の業務を行う作業場
- (8) 高圧酸素ガスにより、鋼材の溶断の業務を行う作業場
- (9) 鋼材、金属製品等のロール搬送等の業務を行う作業場
- (10) 乾燥したガラス原料を振動フィーダーで搬送する業務を行う作業場
- (11) 鋼管をスキッド上で検査する業務を行う作業場
- (12) 動力巻取機により、鋼板、線材を巻き取る業務を行う作業場
- (13) ハンマーを用いて金属の打撃又は成型の業務を行う作業場
- (14) 圧縮空気を用いて溶融金属を吹き付ける業務を行う作業場
- (15) ガスバーナーにより金属表面のキズを取る業務を行う作業場
- (16) 丸のこ盤を用いて金属を切断する業務を行う作業場
- (17) 内燃機関の製造工場又は修理工場で、内燃機関の試運転の業務を行う作業場
- (18) 動力により駆動する回転砥石を用いて、のこ歯を目立てする業務を行う作業場
- (19) 衝撃式造形機を用いて砂型を造形する業務を行う作業場
- (20) バイブレーター又はランマーにより締め固めの業務を行う作業場
- (21) 振動式型ばらし機を用いて砂型より鋳物を取り出す業務を行う作業場
- (22) 動力によりガasketをはく離する業務を行う作業場
- (23) びん、ブリキかん等の製造、充てん、冷却、ラベル表示、洗浄等の業務を行う作業場
- (24) 射出成型機を用いてプラスチックの押出し、切断の業務を行う作業場
- (25) プラスチック原料等を動力により混合する業務を行う作業場
- (26) みそ製造工程において動力機械により大豆の選別の業務を行う作業場
- (27) ロール機を用いてゴムを練る業務を行う作業場
- (28) ゴムホースを製造する工程において、ホース内の内紙を編上機により編み上げる業務を行う作業場
- (29) 織機を用いてガラス繊維等原糸を織布する業務を行う作業場
- (30) ダブルツイスター等高速回転の機械を用いて、ねん糸又は加工糸の製造の業務を行う作業場
- (31) カップ成型機により、紙カップを成型する業務を行う作業場
- (32) モノタイプ、キャスター等を用いて、活字の鋳造の業務を行う作業場
- (33) コルゲータマシンによりダンボール製造の業務を行う作業場
- (34) 動力により、原紙、ダンボール紙等の連続的な折り曲げ又は切断の業務を行う作業場
- (35) 高速輪転機により印刷の業務を行う作業場
- (36) 高圧水により鋼管の検査の業務を行う作業場
- (37) 高圧リムーバを用いて I C パッケージのバリ取りの業務を行う作業場
- (38) 圧縮空気を吹き付けることにより、物の選別、取出し、はく離、乾燥等の業務を行う作業場
- (39) 乾燥設備を使用する業務を行う作業場
- (40) 電気炉、ボイラー又はエアコンプレッサーの運転業務を行う作業場
- (41) ディーゼルエンジンにより発電の業務を行う作業場
- (42) 多数の機械を集中して使用することにより製造、加工又は搬送の業務を行う作業場
- (43) 岩石又は鋳物を動力により破砕し、又は粉砕する業務を行う作業場
- (44) 振動式スクリーンを用いて、土石をふるい分ける業務を行う作業場
- (45) 裁断機により石材を裁断する業務を行う作業場
- (46) 車両系建設機械を用いて掘削又は積込みの業務を行う坑内の作業場
- (47) さく岩機、コーキングハンマ、スケーリングハンマ、コンクリートブレーカ等圧縮空気により駆動される手持動力工具を取り扱う業務を行う作業場
- (48) コンクリートカッタを用いて道路舗装のアスファルト等を切断する業務を行う作業場
- (49) チェーンソー又は刈払機を用いて立木の伐採、草木の刈払い等の業務を行う作業場
- (50) 丸のこ盤、帯のこ盤等木材加工用機械を用いて木材を切断する業務を行う作業場
- (51) 水圧バーカー又はヘッドバーカーにより、木材を削皮する業務を行う作業場
- (52) 空港の駐機場所において、航空機への指示誘導、給油、荷物の積込み等の業務を行う作業場